

# 犯罪の防止に配慮した施設の構造、設備等に関する指針

## 第1 通則

### 1 目的

この指針は、岐阜県犯罪のない安全・安心まちづくり条例（平成20年岐阜県条例第11号）第19条第3項の規定に基づき、深夜（午後10時から翌日の午前4時までの間をいう。）において小売業に供される施設、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第8号及び岐阜県青少年健全育成条例（昭和35年岐阜県条例第37号）第30条第1項各号に規定する営業に供される施設、映画館、店舗、飲食店、遊技場等の用途に供される複合的な集客施設その他特に犯罪の防止に配慮を要する施設（以下「施設」という。）に関し、防犯上配慮する事項を定め、施設における犯罪の防止を図ることを目的とする。

### 2 基本的な考え方

#### (1) 指針の対象

##### ア 深夜小売業施設

深夜（午後10時から翌日の午前4時までの間をいう。）において小売業に供される、コンビニエンスストア、深夜スーパー等の施設をいう。

##### イ 遊技場等

風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条第1項第8号及び岐阜県青少年健全育成条例第30条第1項各号に規定する、ゲームセンター、カラオケボックス、インターネットカフェ等の営業に供される施設をいう。

##### ウ 複合的集客施設

映画館、店舗、飲食店、遊技場等の用途に供される複合的なショッピングセンター等の集客施設をいう。

#### (2) 指針の位置づけ

この指針は、施設を設置し、若しくは管理する者又は事業を営む者に対し、施設の構造、設備等について防犯上配慮すべき事項を示すものであり、何らかの義務を負わせ、又は規制を課すものではなく、自発的な対策を促すものである。

#### (3) 指針の適用

この指針の適用にあたっては、避難計画等との関係に配慮するとともに、関係法令等との関係、管理体制の整備状況、地域の実情等を踏まえ、本指針に示す項目の適用について検討する。

#### (4) 指針の見直し

この指針は、社会情勢の変化、防犯設備に関する技術開発の進展等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

### 3 計画、設計、改善及び整備にあたっての基本原則

次の基本原則から施設の防犯性の向上のあり方を検討し、計画、設計、改善及び整備を行うものとする。

#### (1) 監視性の確保

視線を遮る構造物、物品の除去又はその配置及び改善により死角の解消を図ることによって、犯罪企図者（※1）の犯意を抑制する監視性を確保する。

#### (2) 領域性の強化

従業員等の防犯意識の向上を図るとともに、人による警戒活動の強化によって、犯罪の起きにくい領域を確保する。

#### (3) 接近の制御

防犯カメラ、照明設備等の防犯機器や設備を整備拡充することによって、犯罪企図者の犯行を物理的、心理的に断念させ、犯行の機会を減少させる。

#### (4) 被害対象の強化

扉、窓等は、侵入盗等の被害に遭いにくいよう、破壊等が行われにくい構造等とともに、開口部の必要な箇所には、必要に応じて補助錠や面格子の設置等の措置を講じるなど、被害対象を強化する。

## 第2 配慮すべき事項

### 1 深夜小売業施設

深夜小売業施設における犯罪を防止するため、次のような構造、設備等に配慮するように努めるものとする。

#### (1) 店舗の構造

ア 店舗内は、常に整理整頓し、通路等に障害物を置かないなど見通しを確保する。

イ 出入口ドア、窓ガラスへのシール、ポスター等の貼り付けは最小限に止め、店舗外からの見通しを確保する。

ウ カウンターの位置等

(ア) カウンターは、店舗内外から見通しの良い場所に設置する。

(イ) レジスターは、カウンター越しに中が見えないよう、また、手が届かないように配置する。

エ 駐車場等店舗周辺の照明設備を充実し、極端な明暗が生じないよう配慮しつつ、床面において概ね3ルクス以上の平均水平面照度を確保できるものとする。

#### (2) 防犯設備

ア 出入口には来客感应装置を設置する。

イ 防犯ベル等を設置する。

ウ 警備業者等への通報装置を設置する。

エ 通報装置と連動して点灯する等の構造の赤色灯等を店舗外に設置する。

オ 防犯カメラを死角部分がないように設置するほか、駐車場等店舗外に向けて設置する。

カ 防犯ミラーを死角部分がないように設置する。

キ カウンターに脇扉を設置するとともに、確実に施錠する。

ク カラーボール等の防犯機材を、直ちに使用可能な状態で備え付ける。

ケ 事務室等の客の立入禁止場所は確実に施錠する。

#### (3) 警戒要領等

ア 警戒要領

(ア) 複数人による勤務体制とする。

(イ) 常に店舗内外の警戒と不審者等の発見に配慮する。

(ウ) 来客者等に対しては、必ず顔を見て声掛けをする。

イ 現金管理

(ア) レジスター内の現金は、業務に支障のない程度にとどめ、多額の現金は、金庫に移し替えて保管する。

(イ) 使用するレジスターの数をできる限り少なくする。また使用しないレジスターについては確実に施錠し、現金を抜き取っておく。

(ウ) 金庫は、投入式金庫又は固定式金庫とする。

(エ) 金庫の鍵の保管・管理は責任者が確実に行う。

(オ) 金庫に異常があった場合の通報装置を設置する。

(カ) 現金の搬送は複数人で行う。

#### (4) その他

ア 店舗近隣の住民との良好な関係を確立し、不審者についての連絡、事件発生時の通報等に関する協力を依頼する。

イ 店舗に現金自動預け払い機(ATM)を設置する際は、カウンターからの監視や防犯カメラによる監視が可能な場所に設置するなど、設置管理者との連携を図る。

## 2 遊技場等

遊技場等における犯罪を防止するため、次のような構造、設備等に配慮するよう努めるものとする。

### (1) 店舗の構造

ア 店舗内は、常に整理整頓し、通路等に障害物を置かないなど見通しを確保する。

イ 出入口ドア、窓ガラスへのシール、ポスター等の貼り付けは最小限に止め、店舗外からの見通しを確保する。

ウ カウンターの位置等

(ア) カウンターは、店舗内外から見通しの良い場所に設置する。

(イ) レジスターは、カウンター越しに中が見えないよう、また、手が届かないように配置する。

エ 個室設備

(ア) 店内の各個室へは、カウンター前を通過しなければ入室できない構造とする。

(イ) 各個室は、外部から個室内が見通せる構造にする。

オ 駐車場等店舗周辺の照明設備を充実し、極端な明暗が生じないよう配慮しつつ、床面において概ね3ルクス以上の平均水平面照度を確保できるものとする。

### (2) 防犯設備

ア 出入口には来客感応装置を設置する。

イ 防犯ベル等を設置する。

ウ 警備業者等への通報装置を設置する。

エ 通報装置と連動して点灯する等の構造の赤色灯等を店舗外に設置する。

オ 防犯カメラを死角部分がないように設置するほか、駐車場等店舗外に向けて設置する。

カ 防犯ミラーを死角部分がないように設置する。

キ カウンターに脇扉を設置するとともに、確実に施錠する。

ク カラーボール等の防犯機材を、直ちに使用可能な状態で備え付ける。

ケ 事務室等の客の立入禁止場所は確実に施錠する。

### (3) 警戒要領等

ア 警戒要領

(ア) 複数人による勤務体制とする。

(イ) 常に店舗内外の警戒と不審者等の発見に配慮する。

(ウ) 来客者等に対しては、必ず顔を見て声掛けをする。

イ 現金管理

(ア) レジスター内の現金は、業務に支障のない程度にとどめ、多額の現金は、金庫に移し替えて保管する。

(イ) 金庫は、投入式金庫又は固定式金庫とする。

(ウ) 金庫の鍵の保管・管理は責任者が確実に行う。

(エ) 金庫に異常があった場合の通報装置を設置する。

(オ) 現金の搬送は複数人で行う。

### (4) 青少年対策等

ア 青少年に対する防犯対策の推進

店内における未成年者の飲酒・喫煙等の防止や、他の来客者の迷惑となるたまり場対策として、店内や駐車場等を定期的に巡回するなどの必要な措置をとる。

イ 青少年に対する入店等の制限

夜間における非行の温床となることを排除するため、岐阜県青少年健全育成条例等に定める、青少年の入場を制限する時間（※2）において、青少年を入店させない等の措置をとる。

ウ 青少年の健全育成に対する協力

地域の少年補導員やボランティア団体等と連携し、青少年の非行及び犯罪防止等に関する情報を交換するなど、青少年の健全な育成に協力する。

### (5) その他

店舗近隣の住民との良好な関係を確立し、不審者についての連絡、事件発生時の通報等に関する協力を依頼する。

### 3 複合的集客施設

複合的集客施設における犯罪を防止するため、次のような構造、設備等に配慮するよう努めるものとする。

#### (1) 店舗の構造

##### ア 利用者出入口

(ア) 利用者出入口は、道路、通路及び廊下等（以下「道路等」という。）からの見通しが確保された位置に配置し、道路等周囲からの見通しが確保できない場合には、防犯カメラやミラーの設置等の見通しを補完する対策を実施する。

(イ) 利用者出入口に扉を設置する場合は、扉の内外を相互に見通せる構造とする。

##### イ 従業員出入口

(ア) 従業員出入口は、道路等からの見通しが確保された位置に配置し、見通しが確保されない場合には、防犯カメラやミラーの設置等の見通しを補完する対策を実施する。

(イ) 従業員出入口は、自動施錠機能付き扉や防犯建物部品（※3）等の扉とする。

##### ウ カウンター

(ア) カウンターは、利用者出入口の状況や利用者の行動を見通せる位置に配置し、見通しが確保できない場合には、防犯カメラやミラーの設置等の見通しを補完する対策を実施する。

(イ) カウンター内及び事業所内の適当な場所に防犯ベル等の非常通報装置を作動させるボタン等を設置する。

(ウ) カラーボールや防犯ブザー等の防犯グッズを設置する。

##### エ レジスター

(ア) レジスターは、カウンター越しに手が届かないように配置する。

(イ) 従業員の勤務状況や利用者の状況等を踏まえ、使用可能なレジスターの台数を制限する。

##### オ 商品陳列棚

(ア) 商品の陳列棚の高さや幅は、事業所内の見通しを考慮した構造とする。

(イ) 商品は陳列棚に収納し、通路等に見通しを妨げる物を置かないよう配慮する。

(ウ) 高額商品及び刃物等の危険物商品は、鍵付きのショーケース等に陳列する。

##### カ 試着室

試着室は、事業所内の見通しに配慮した位置に配置する。

##### キ 子ども広場、ゲームコーナー等

(ア) 子ども広場、ゲームコーナー等を設置する場合は、事業所内の見通しに配慮した位置に配置する。

(イ) 遊具を設置する場合は、見通しを妨げないようにする。

##### ク トイレ

トイレの配置場所等の状況を考慮し、必要に応じ、押しボタン、インターホン等により外部に連絡又は吹鳴する装置を設置する。

##### ケ エレベーターホール

(ア) エレベーターホールは、事業所内の見通しが確保された位置に配置し、見通しが確保されない場合には、防犯カメラやミラーの設置等の見通しを補完する対策を実施する。

(イ) 照明設備は、床面において概ね50ルクス以上の平均水平面照度を確保できるものとする。

##### コ エレベーター

(ア) かご及び昇降路の出入口の扉は、かご内の状況を外部から見通せる構造の窓が設置されたものとする。

また、外部から見通しが確保されない場合には、防犯カメラやミラーの設置等の見通しを補完する対策を実施する。

(イ) かご内の照明設備は、床面において概ね50ルクス以上の平均水平面照度を確保できるものとする。

(ウ) 非常時に備えて、押しボタン、インターホン等によりかご内から外部に連絡又は吹鳴する装置が設置されたものとする。

また、押しボタンは子どもの手の届く位置に設置する。

- サ 階段
  - 階段には、周囲からの見通しを妨げる設備の設置や物品の放置をしないよう配慮する。
- シ 事務室等
  - (ア) 事務室や倉庫等、利用者の立入禁止場所は、施錠等の措置を講じる。
  - (イ) 事務室等の窓（非常用進入口としているものは除く。）は、防犯建物部品等のサッシ及びガラス（防犯建物部品等のウィンドウフィルムを貼付したものを含む。）、面格子、シャッターその他の建具を設置したものとする。
- ス 現金自動預け払い機（ＡＴＭ）
  - 事業所内外に現金自動預け払い機（ＡＴＭ）等を設置する場合は、道路等又は事業所内からの見通しが確保された位置に配置し、見通しが確保されない場合には、防犯カメラやミラーの設置等の見通しを補完する対策を実施する。
- セ 駐車場及び駐輪場
  - (ア) 見通しの確保
    - フェンス、柵等は道路等からの見通しの妨げにならない構造のものとする。
  - (イ) 照度の確保
    - 地下又は屋内の駐車場においては、駐車のために供する部分の床面において２ルクス以上、車路の路面において１０ルクス以上の照度を確保できるものとする。
    - 屋外の敷地に設置した駐車場及び駐輪場においては、夜間の周辺の状況等を考慮した上、極端な明暗が生じないように配慮しつつ、床面において概ね３ルクス以上の平均水平面照度を確保できるものとする。
  - (ウ) 盗難防止措置
    - 駐輪場内には、チェーン用バーラック（※４）、サイクルラック（※５）等を設置し、自転車・オートバイの盗難防止に有効な措置を講ずる。
  - (エ) 広報啓発
    - 設置者及び管理者は、当該駐輪場の利用者に対し、看板、張り紙等により、防犯のための広報啓発を実施する。
- (2) 防犯設備
  - ア 防犯ベル等を設置する。
  - イ 万引き防止用機器（※６）を設置する。
  - ウ 防犯カメラを死角部分がないように設置する。
  - エ 防犯カメラを駐車場、駐輪場等店舗外に向けて設置する。
  - オ 防犯ミラーを死角部分がないよう設置する。
- (3) 警戒要領等
  - ア 警戒要領
    - (ア) 常に店舗内外の警戒と不審者等の発見に配慮する。
    - (イ) 来客者等に対しては、必ず顔を見て声掛けをする。
    - (ウ) 必要に応じて、店舗内外の巡回を警備業者に委託する等、巡回を強化する対策を講じる。
  - イ 現金管理
    - (ア) レジスター内の現金は、業務に支障のない程度にとどめ、多額の現金は、金庫に移し替えて保管する。
    - (イ) 使用するレジスターの数をできる限り少なくする。また使用しないレジスターについては確実に施錠し、現金を抜き取っておく。
    - (ウ) 金庫は、投入式金庫又は固定式金庫とする。
    - (エ) 金庫の鍵の保管・管理は責任者が確実に行う。
    - (オ) 金庫に異常があった場合の通報装置を設置する。
    - (カ) 現金の搬送は複数人で行う。
- (4) その他
  - 施設内の各店舗間の連携を図るとともに、施設近隣の住民との良好な関係を確立し、不審者についての連絡、事件発生時の通報等に関する協力を依頼する。

#### 4 防犯体制の整備

深夜小売業施設、遊技場等、複合的集客施設のそれぞれの施設において、犯罪の防止を図る目的から、店舗ごとの実情に応じつつ、次の事項に配慮して防犯体制の整備に努めるものとする。

##### (1) 体制の整備

###### ア 防犯責任者の設置

(ア) 店長等責任のある者の中から防犯責任者及び副責任者（以下「防犯責任者等」という。）を指定する。

(イ) 店舗の規模、営業形態等に応じて副責任者を指定し、防犯責任者の補助に当たらせる。

(ウ) 本部、支部（又は本社、支社等）は、系列各店舗に対する防犯指導担当者を指定し、各店舗に対して定期的に（概ね月1回以上）防犯指導を実施する。

###### イ 防犯設備等の点検整備、拡充

防犯責任者等は、定期的に店舗の防犯設備等を点検して、不備がある場合は、是正措置を講じるとともに改善に努める。

###### ウ 防犯マニュアルの活用

緊急事案発生時の対応方法や防犯設備等の取扱要領等の防犯マニュアルを策定し、同マニュアルを店舗内に備え付けるとともに、その内容を従業員に周知する。

###### エ 従業員に対する指導

(ア) 防犯設備等の取扱要領を従業員に習熟させる。

(イ) 防犯訓練を定期的実施し、従業員の任務分担や警察への通報要領を徹底させる。

(ウ) 来客者等への声掛けを行い、不審者等の発見に努めるよう指導する。

(エ) 日頃から従業員等の防犯意識を醸成するための指導に努める。

###### オ 管轄警察署との連携

(ア) 防犯責任者等は、犯罪発生状況について、管轄警察署から情報提供を受けるよう努め、従業員の指導や防犯体制、設備の改善に活用する。

(イ) 防犯設備を新設し、又は変更しようとする場合には、管轄警察署との連携を図り、効果的な防犯設備の設置に配慮する。

##### (2) 防犯カメラ設置上の配慮事項

ア 防犯カメラを設置する場合は、その映像を事務所等のモニターテレビで監視するとともに、映像を録画する記録装置を設置する。

イ 防犯カメラを設置する場合には、見通しの補完、犯意の抑制等の観点から有効な位置、台数等を検討し適切に配置する。

ウ 防犯カメラを設置する部分の照明設備は、当該防犯カメラが有効に機能するため必要となる照度を確保したものとする。

また、防犯カメラを駐車場、駐輪場等の施設外に設置する場合は、工作物、樹木等により照明設備が覆われ、又は照明設備の汚損等により、その機能が低下することのないよう、定期的に点検する。

エ 防犯カメラを設置する場合は、個人のプライバシーの保護等に配慮し、防犯カメラの設置及び利用並びに画像の取扱いに関し、適切な措置を講ずるものとする。

**(※1) 犯罪企図者**

犯罪を行おうとする者をいう。

**(※2) 岐阜県青少年健全育成条例等に定める、青少年の入場を制限する時間**

岐阜県青少年健全育成条例第30条においては、同条第1項各号に規定する店舗について、

① 保護者同伴の場合を除くほか、深夜（午後10時から翌日午前4時まで）において営業を行う施設に青少年を入場させてはならないこと

② 当該営業に係る施設へ入場しようとする者の見やすい箇所に、深夜は青少年の入場を禁ずる旨を掲示しなければならないこと

を規定している。

また、岐阜県風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律施行規則（昭和59年岐阜県条例第33号）第9条において、『風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第8号の営業に係る営業所について、16歳未満の青少年を午後5時以降、客として立ち入らせてはならない』旨を規定している。

**(※3) 防犯建物部品**

「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」が公表している「防犯性能の高い建物部品目録」に掲載された建物部品など、工具類等の侵入器具を用いた侵入行為に対して、

① 騒音の発生を可能な限り避ける攻撃方法に対しては5分以上

② 騒音の発生を許容する攻撃方法に対しては、騒音を伴う攻撃回数7回（総攻撃時間1分以内）

を超えて、侵入を防止する防犯性能を有することが、公正中立な第三者機関により確かめられた建物部品をいう。

**(※4) チェーン用バーラック**

駐輪場に固定されている金属製の棒（バー）をいい、これと自転車等をチェーン錠で結ぶことにより、自転車、オートバイ等の盗難を防止することができる設備をいう。

**(※5) サイクルラック**

チェーン用バーラックと同様の機能を有するもので、1台ごとのスペースが明確に区分されているラックをいう。

**(※6) 万引き防止用機器**

商品に特殊なタグを付け、それを付けたまま店舗外へ商品を持ち出すと発報する電子タグシステムや、バーコードデータ等を印刷した粘着ラベルを商品に貼り付けし、レジで精算する際にタグ機能を消去する消去式ラベル等をいう。